

## 協議第9号

### 地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて承認を求める。

平成19年3月29日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸山政史

#### 地方税の取扱いについて

両市町において、差異のある税制等については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 事業所税については、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき、富合地域においては、課税免除(合併の年度及びその後5年間)とし、その後は熊本市の例により統合する。
- (2) 法人市(町)民税については、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき、富合地域においては、不均一課税(合併の年度及びその後5年間)とし、その後は熊本市の例により統合する。
- (3) 都市計画税、個人市(町)民税、特別土地保有税、入湯税及び固定資産税については、熊本市の例により統合する。ただし、固定資産税の納期については、合併年度は必要な経過措置を設ける。

平成19年 6月 1日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

## 熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名:企画財政部会

協議項目	9 地方税の取扱い	小項目名	1 事業所税
調整方針	合併後、富合地域においては、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき課税免除（合併の年度及びその後5年間）とし、その後は熊本市の制度とする		

調 査	現 況		調整の具体的内容
市町名	熊 本 市	富 合 町	

市町別内容	<p><b>【課税対象】</b>                  ○市内にある所有又は借受で事業所用家屋の総延床面積が1,000㎡を超える事業所（資産割）                  ○市内の合計従業者数が100人を超える事業所（従業者割）</p> <p><b>【税額】</b>                  （資産割） 1㎡につき600円                  （従業者割） 従業者給与総額の0.25%</p>	なし	激変緩和に配慮し富合町は「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき課税免除（合併の年度及びその後5年間）とし、その後は熊本市の制度とする。
-------	--	----	--

## 熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名:企画財政部会

協議項目	9 地方税の取扱い	小項目名	2 法人市(町)民税
調整方針	合併後、富合地域においては、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき不均一課税（合併の年度及びその後、5年間は現行の税率を採用）とし、その後は熊本市の税率（制限税率）とする		

調 査	現 況		調整の具体的内容
市町名	熊 本 市	富 合 町	

市町別内容	<p>①均等割 → 制限税率 納税義務者数 22,494 (H17 課税状況調)</p> <p>②法人税割 → 制限税率 (14.7%) 納税義務者数 22,346 (H17 課税状況調)</p>	<p>①均等割 → 標準税率 納税義務者数 160 (H17 課税状況調)</p> <p>②法人税割 → 標準税率 (12.3%) 納税義務者数 119 (H17 課税状況調)</p>	<p>激変緩和に配慮し、富合町は「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき不均一課税（合併の年度及びその後、5年間は現行の税率を採用）とし、その後は熊本市の税率（制限税率）とする。</p>
-------	--	--	---

## 熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名:企画財政部会

協議項目	9 地方税の取扱い	小項目名	3 都市計画税
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調 査	現 況		調整の具体的内容
市町名	熊 本 市	富 合 町	

市町別内容	① 納税義務者 市街化区域内に所在する土地・家屋の所有者 ② 税率 0.2% ③ 課税標準 固定資産の基準年度の価格（土地・家屋） ④ 納期 （4期課税）固定資産税と同じ	なし	合併時に熊本市の例により統合する。 現在、富合町は宇土都市計画区域であり都市計画税の課税対象となる市街化区域がないため課税対象外である。
-------	--	----	---

## 熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名:企画財政部会

協議項目	9 地方税の取扱い	小項目名	4 入湯税
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調 査	現 況		調整の具体的内容
市町名	熊 本 市	富 合 町	

市町別内容	○税額 1人1日150円 ○免税点 1,500円(食事代、マッサージ代等を含む。)	○税額 1人1日150円(条例上)	合併後は熊本市の例による。
-------	--	-------------------	---------------

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名:企画財政部会

協議項目	9 地方税の取扱い	小項目名	5 個人市(町)民税
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容
市町名	熊 本 市	富 合 町	

市町別内容	<p>H18年度市民税課賦課事務経費（当初予算） 70,603千円</p> <p>①均等割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 納税義務者数 235,609人(H16課税)</li> <li>※ " 278,257人(H17課税)</li> <li>※ 納税義務者             <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 市内に住所を有する人</li> <li>ii) 市内に住所を有しない人で市内に事務所等を有する人（確定申告書により市内に事業所があるとわかった方に課税）</li> <li>iii) 市内に住所を有しない人で市内に家屋敷を有する人（単身赴任者の配偶者が市民税・県民税の申告を行った場合に、単身赴任者本人に対して課税）</li> </ul> </li> </ul> <p>ii) + iii) = 838人(H16年度)・898人(H17年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税率 標準税率(3,000円/年)</li> <li>・ 非課税基準 所得金額 ≤ 31.5万円 × (扶養数 + 1) + 加算額 18.9万円(H17年度)</li> </ul> <p>②所得割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納税義務者数 249,695人(H16課税)</li> <li>" 257,698人(H17課税)</li> <li>・ 税率 標準税率</li> <li>・ 非課税基準 所得金額 ≤ 35万円 × (扶養数 + 1) + 加算額 35万円(H17年度)</li> </ul>	<p>H18年度町民税課賦課事務経費 50,606千円(H18課税第39表022-25)</p> <p>①均等割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納税義務者数 2,416人(H16課税)</li> <li>・ " 3,090人(H17課税)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税率 標準税率(3,000円/年)</li> <li>・ 非課税基準 所得金額 ≤ 28万円 × (扶養数 + 1) + 加算額 17.6万円(H17年度)</li> </ul> <p>②所得割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納税義務者数 2,617人(H16課税)</li> <li>" 2,724人(H17課税)</li> <li>・ 税率 標準税率</li> <li>・ 非課税基準 所得金額 ≤ 35万円 × (扶養数 + 1) + 加算額 35万円(H17年度)</li> </ul>	<p>相違点の調整について</p> <p>合併後は熊本市の例による。生活保護法による級地区分が影響する均等割非課税限度額については賦課期日の状況による。</p> <p>※熊本市の例により統合すれば、熊本市については、現行どおりの賦課状況。富合町では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) による均等割納税義務者は減少</li> <li>ii) + iii) による均等割納税義務者は増加する見込</li> </ul> <p>また、均等割軽減により、均等割納税者の税額が軽減される見込である。</p>
-------	---	---	---

## 熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：企画財政部会

協議項目	9 地方税の取扱い	小項目名	6 固定資産の概要①
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する（不均一課税の富合町分についての対応は、今後、経済振興部会と調整を行い決定する）		

調 査	現 況		調整の具体的内容
市町名	熊 本 市	富 合 町	

市町別内容	<p>①納税義務者 固定資産（土地、家屋、償却資産）の所有者</p> <p>②税率 1・4%</p> <p>③課税標準 固定資産の基準年度の価格（土地、家屋、償却資産）</p> <p>④納期 （4期課税） 第1期 5月1日から同月31日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 12月1日から翌年1月4日まで</p> <p style="text-align: right;">次頁に続く</p>	<p>①納税義務者 固定資産（土地、家屋、償却資産）の所有者</p> <p>②税率 1・4%</p> <p>③課税標準 固定資産税の基準年度の価格（土地、家屋、償却資産）</p> <p>④納期 （4期課税）課税対象が町外の場合 第1期 5月1日から同月31日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 12月1日から同月25日まで 第4期 翌年2月1日から同月末日まで （10期課税）課税対象が町内の場合 第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 8月1日から同月31日まで 第4期 9月1日から同月30日まで 第5期 10月1日から同月31日まで 第6期 11月1日から同月30日まで 第7期 12月1日から同月25日まで 第8期 翌年1月1日から同月31日まで 第9期 2月1日から同月末日まで 第10期 3月1日から同月31日まで</p>	<p>④納期 合併後は熊本市の例による。 ただし、合併年度は必要な経過措置を設ける。</p>
-------	--	--	--

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

協議項目	9 地方税の取扱い	小項目名	6 固定資産の概要②
調整方針			

調査	現 況		調整の具体的内容
市町名	熊 本 市	富 合 町	

市町別内容	<p>⑤納税通知書 1期から4期分までの納税通知書を送付 九州外の納税義務者については郵便振替用紙を同封</p> <p>⑥課税明細書 平成9年度から納税者に送付</p> <p>⑦不均一課税 熊本市税条例第41条の2により、 都市再開発法の規定によるもの 税率 0.94% 国際観光ホテル整備法の規定によるもの 税率0.7% ただし、いずれも当該税率の適用は、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から5年間に限る。</p> <p>⑧課税台帳 電算による</p> <p>⑨各種様式 電算による</p>	<p>⑤納税通知書 (4期課税) 1期から4期分までの納税通知書を送付 町外の納税義務者については郵便振替用紙を同封 (10期課税) 各納期ごと納税通知書を送付</p> <p>⑥課税明細書 平成9年度から納税者に送付</p> <p>⑦不均一課税 富合町工場等設置奨励条例第4条により、税率 0.7%。ただし、当該税率の適用は、 不均一課税の措置がなされた最初の年度 以降3ヶ年度に限る。(富合工業団地) ※適用は現在2工場あるが、平成18年度で不均一課税が 終了する。</p> <p>⑧課税台帳 電算による</p> <p>⑨各種様式 電算による</p>	<p>⑦不均一課税 合併後は熊本市の例による (富合町分についての対応は、 今後、経済振興部会と調整を行 い決定する)</p>
-------	--	--	---



## 熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名:企画財政部会

協議項目	9 地方税の取扱い	小項目名	7 特別土地保有税
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調 査	現 況		調整の具体的内容
市町名	熊 本 市	富 合 町	

市町別内容	平成15年度より、新たな課税は行っていないが、徴収猶予、課税免除の申請受付を行っている。	現在、特別土地保有税の徴収は行っていない。	合併時まで、富合町は資料等を調査のうえ、熊本市の制度に統一する。
-------	--	-----------------------	----------------------------------

## 熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：企画財政部会

協議項目	9 地方税の取扱い	小項目名	軽自動車税
調整方針	新市の事業として継続する		

調 査	現 況		調整の具体的内容
市町名	熊 本 市	富 合 町	

市町別内容	① 納税義務者 ・4月1日現在、主たる定置場(使用する場所)が熊本市にある、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び、二輪の小型自動車を有する者	① 納税義務者 ・4月1日現在、主たる定置場(使用する場所)が富合町にある、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び、二輪の小型特殊自動車を有する者	熊本市と同一制度 新市の事業として継続する																																																																																		
	② 税 率	② 税 率																																																																																			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>原動機付自転車一種</td> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原動機付自転車二種</td> <td>90cc以下</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>120cc以下</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車二輪</td> <td>250cc以下</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">軽自動車三輪</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">軽四輪貨物</td> <td>営業用</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">軽四輪乗用</td> <td>営業用</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">軽四輪(専ら雪上を走行するもの)</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>二輪小型自動車</td> <td>250ccを越える</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4,700円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ミニカー</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">被牽引二輪</td> <td>2,400円</td> </tr> </table>	原動機付自転車一種		50cc以下	1,000円	原動機付自転車二種	90cc以下	1,200円	120cc以下	1,600円	軽自動車二輪	250cc以下	2,400円	軽自動車三輪		3,100円	軽四輪貨物	営業用	3,000円	自家用	4,000円	軽四輪乗用	営業用	5,500円	自家用	7,200円	軽四輪(専ら雪上を走行するもの)		2,400円	二輪小型自動車	250ccを越える	4,000円	小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	その他	4,700円	ミニカー		2,500円	被牽引二輪		2,400円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>原動機付自転車一種</td> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原動機付自転車二種</td> <td>90cc以下</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>120cc以下</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車二輪</td> <td>250cc以下</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">軽自動車三輪</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">軽四輪貨物</td> <td>営業用</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">軽四輪乗用</td> <td>営業用</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">軽四輪(専ら雪上を走行するもの)</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>二輪小型自動車</td> <td>250ccを越える</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4,700円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ミニカー</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">被牽引二輪</td> <td>2,400円</td> </tr> </table>	原動機付自転車一種	50cc以下	1,000円	原動機付自転車二種	90cc以下	1,200円	120cc以下	1,600円	軽自動車二輪	250cc以下	2,400円	軽自動車三輪		3,100円	軽四輪貨物	営業用	3,000円	自家用	4,000円	軽四輪乗用	営業用	5,500円	自家用	7,200円	軽四輪(専ら雪上を走行するもの)		2,400円	二輪小型自動車	250ccを越える	4,000円	小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	その他	4,700円	ミニカー		2,500円	被牽引二輪		2,400円
	原動機付自転車一種	50cc以下		1,000円																																																																																	
	原動機付自転車二種	90cc以下		1,200円																																																																																	
		120cc以下		1,600円																																																																																	
	軽自動車二輪	250cc以下		2,400円																																																																																	
	軽自動車三輪			3,100円																																																																																	
	軽四輪貨物	営業用		3,000円																																																																																	
		自家用		4,000円																																																																																	
	軽四輪乗用	営業用		5,500円																																																																																	
		自家用		7,200円																																																																																	
	軽四輪(専ら雪上を走行するもの)			2,400円																																																																																	
	二輪小型自動車	250ccを越える		4,000円																																																																																	
	小型特殊自動車	農耕作業用		1,600円																																																																																	
		その他		4,700円																																																																																	
	ミニカー			2,500円																																																																																	
	被牽引二輪			2,400円																																																																																	
	原動機付自転車一種	50cc以下		1,000円																																																																																	
	原動機付自転車二種	90cc以下		1,200円																																																																																	
120cc以下		1,600円																																																																																			
軽自動車二輪	250cc以下	2,400円																																																																																			
軽自動車三輪		3,100円																																																																																			
軽四輪貨物	営業用	3,000円																																																																																			
	自家用	4,000円																																																																																			
軽四輪乗用	営業用	5,500円																																																																																			
	自家用	7,200円																																																																																			
軽四輪(専ら雪上を走行するもの)		2,400円																																																																																			
二輪小型自動車	250ccを越える	4,000円																																																																																			
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円																																																																																			
	その他	4,700円																																																																																			
ミニカー		2,500円																																																																																			
被牽引二輪		2,400円																																																																																			